

台湾における大学教育観の変容

— 空中大学における学位授与の論争を手掛かりに —

廖 于晴

1. はじめに

グローバル化の進行と知識基盤社会への移行という社会変化に対応するため、従来の大学にとって教育目的、構造、課程内容及び新たな組織の形成などが課題になっている¹。台湾では、1980年代後半から民主化・自由化の動き及び国際環境の変容の影響を受けて、高等教育の量的な拡大が図られるとともに、一連の規制緩和や多様化などの動きもなされていった。1960年には大学と専科学校を合わせると27校だったが、1980年には104校、学生数34万人、2010年では163校、学生数130万人となり、1980年に比べて4倍弱の学生数に達している²。これにより、粗在学率³（Gross Enrollment Ratio）も、1980年の16.2%から1999年の50.5%に達し、さらに2010年には83.8%へと急激に上昇した。このような量的拡大にともない、台湾の高等教育も大学の組織、使命や役割などには変革がもたらされ、高等教育に対する考え方も変化していると考えられる。

1986年に台湾は社会のニーズに応え、より多くの人に高等教育の機会を提供するため、日本の放送大学に相当する新形態の大学である空中大学（Open University、University of the Air）を開設した。しかし、空中大学は1982年の「大学法」改正によりその設置に関する法的根拠が与えられたものの、大学と同じように学士学位を授与することはできず、卒業証書を授与する継続教育プログラムしか提供できなかった。その後、社会の変化及び高等教育の拡大に加えて、学位に対する制限の緩和により、空中大学は1993年から学位を授与できるようになった。こうした空中大学における学位授与の論争は、台湾高等教育の展開と関連しており、大学教育がどうあるべきかに対する認識をめぐって、空中大学が当時の大学像に当てはまるかどうかという問題を提起したのである。では、大学として扱われながらも学位授与権を与えられなかった空中大学において学位が授与されるようになった背景には、大学教育観にどのような変容があったのだろうか。

こうした問題意識から、台湾の高等教育に対する考え方の変容に関する先行研究をみると、主に教育政策・方針という視点から高等教育における量的・質的な展開が検討されてきた⁴。また、政府と大学のガバナンスという視点から大学の自主性の変容を分析した研究もみられる⁵。これらの研究によって、台湾の大学教育は政府の規制緩和施策のもとに拡張されてきた一方で、政府の役割がコントロールの観点から監督の観点に移行することにより、大学の自主性が増加しつつあり、より多様な大学教育を提供する傾向にあることが明らかにされている。また、これらの研究では、大学のあり方が多様化しつつあると同時に、教育形式も様々な形態となりつ

つあることが確認されている。しかし、上述した大学としての位置づけと学位授与権が一致しない事例をふまえれば、政府の政策方針だけで台湾の大学教育観をとらえることは不十分である。大学及びその教育内容などの変容は、社会発展の傾向、産業社会の需要、教育政策など外的影響を受けている一方で、高等教育システムの特徴と種類、学術発展の基盤などとも関連している⁶。したがって、台湾の大学教育観の変遷を理解するためには、前述した政策の分析に加えて、制度上、大学を具体的にどのようにとらえて政策が実行されたのかを考察することが必要である。

以上のことから、本論文は、1980年代の空中大学が学位を授与できなかった要因、及び1993年の学位授与の動きを分析することを通して、台湾で大学教育観がどのように考えられ、それがどのように変化したのかを明らかにすることを目的とする。その際、主に「大学法」の改正、及びそれに関連する法律制定をめぐる議事録を手掛かりとする。

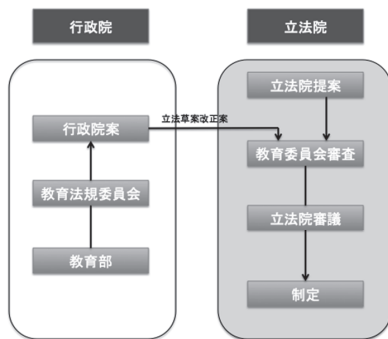


図1 台湾における法律制定のプロセス
出典 篠原清昭「台湾における教育運動と民主化」
『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』第62巻
第2号、2014年、p.275頁参照。

台湾の法律制定は図1に示すように、立法院(国会に相当)で行われており、主に提案、委員会審査、立法院審議、制定という4つのプロセスを経る。このうち大学教育に関する主要な審議は、教育委員会審査段階と立法院審議段階でおこなわれていることから、本稿ではそれらの段階の議事録を手掛かりとする。この過程において、空中大学は最初に学位を授与する通信制大学として提案されたが、委員会審査と立法院審議段階で空中大学の学位授与に関して異なった主張がみられ、結局提案と異なる空中大学の法律が定められた。このように教育委員会審査と立法院審議という2つの段階を中心とし、空中大学のあり方に

関する教育目的、内容、学位授与などの側面から議論を考察することによって、導入時及び学位授与権付与の際に空中大学がどのように扱われたかを明らかにできると考える。

2. 空中大学の現状と展開の経緯

まず、空中大学の現状と展開の経緯について整理しておきたい。

空中大学は主にテレビやインターネットなどを媒体にした遠隔型の教育をおこなう大学であり、2014年時点で国立空中大学(1986年設立)と高雄市立空中大学(1997年設立)の2校が設置されている。空中大学の学生は学位取得の可能性によって、大きく選修生と全修生に分けられる。選修生は入学前の学歴を問わず、18歳以上の者なら誰でも入学することができ、本人の関心に基づいていくつかの課程をとることができるが、卒業証書と学位を得る資格を与えられていない。ただし、単位を修得した科目について、修了書を与えられる⁷。一方、本論文で議論された学士段階の全修生は、その入学には後期中等教育段階またはそれに相当する学歴が必要であり、定められた課程をすべて修了した場合は卒業証書と学位を得ることができる。

空中大学の学生数については2000年に歴代で最も多い5万人に達した後、出生率の減少や高等教育規模の拡大がもたらした大学進学率の上昇にともなって入学者数が減少し、2013年時点で12,539人が在籍している。以上のように、現在、空中大学は、台湾の高等教育システムにおいて学位授与ができるという点で、通常の大学と同等に扱われる遠隔型の大学となっている。

しかしすでに述べたように、空中大学の導入時には、高等教育システムの中で大学として扱うか否かについて大きな論争が起きた。空中大学に関してはじめて言及されたのは1982年の「補習教育法⁸」においてである。同法の修正によって空中大学設立の根拠を制定する予定であったが、空中大学の学位授与を認めるか否か、そしてそれが正規教育なのか非正規教育なのかという問題は解決されなかった。したがって、1982年に教育部（日本の文部科学省に相当）は空中大学の設立について「大学法」を修正する方向に転換し、その後さらに「大学法」に基づいて1985年に「国立空中大学設置条例⁹」（以下、「空中大学条例」と略）が制定され、空中大学は大学として扱われることになった。しかし、そのあり方については、立法段階で学位授与に関する異なった意見が生じ、最終的に学位を授与しないことが決議された。その後、社会の変化にともない、1993年に「学位授与法」が修正されたことによって、空中大学は学位が授与できるようになった。以下では、こうした学位論争の理由と経緯を解明するために、「補習教育法」、「大学法」、「空中大学条例」及び「学位授与法」の改正に関する議事録を用いて、高等教育システムにおける空中大学の位置づけを考察する。

3. 空中大学の導入背景

空中大学は単により多くの人に高等教育を提供すること及びグローバル化や情報化など社会の変化に対応することのみを目的として創設されたのではなく、さらに制度上で「補習・研修教育体系」を大学レベルまで延長させる動きと深く関連している。この関連については後に詳しく述べるが、本節では1983年の「補習教育法」の修正を中心として、空中大学の導入経緯に焦点を当てることによって、学位授与の論争をもたらした背景を考察する。

ここでいう補習・研修教育体系とは、日本の補習教育の意味と異なり、国民に基礎知識を補足させ、教育レベルを向上させ、実用的な技術を教え、市民としての意識を養い、社会の発展を促進することを目的として、通常の学校教育体系と平行して形成されている非正規教育体系のことである。その体系の設置目的は、正規教育である学校教育の不足を補完し、学齢を超えて教育機会を失った成人や職業教育を受けたい者に教育を提供することであり、主に正規の学校に補習学校や研修学校を付設して、教育をおこなう形式がとられている¹⁰。それらの学校において、課程を修了し、試験に合格した学生は、教育行政機関がおこなう試験に合格した後、同等段階の学校に相当する学力を有することを証明する「資格証明書」を授与される¹¹。

この補習・研修教育体系において、在職者への継続教育機会の提供、大学受験競争の緩和、及び大学間学術交流と教育方法の改善を促進するため、1982年に、従来的高级中学及び職業研修学校¹²（日本の高等学校段階に相当）、専科研修学校（日本の短期大学段階に相当）という2段階からなっていた研修教育体系を大学レベルにまで延長させ、空中大学を導入する案が打ち出された¹³。このとき、空中大学は遠隔型である「空中専科研修学校」の延長線として設置され、遠隔型の研修教育体系の整備を目指す政策傾向が見られた。しかし「補習教育法」を制定

する際に、空中大学の性質及び形態について補習・研修教育体系に属するかどうかについて議論がなされ、またそれに関連して学位授与に関する異なる意見も議論されてきた影響を受けて、

「大学法」を修正することとなった。

当時の議事録を整理すると、図2に示すように、空中大学の構想を提出する際、教育部の立場からは、空中大学は「補習教育法」に基づいて設立された新形態の大学であり、独自の組織と課程を有し、規定の単位と成績によって学位を授与するものであって、現在の大学に関する法律に制限される必要はないと認識されていた。つまり、空中大学は、補習教育の範囲内に属し、他の大学と区別される非正規の大学に位置づけられていた¹⁴。しかし当時の

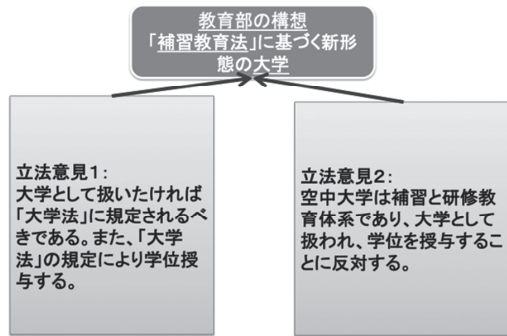


図2 空中大学の設置に対する考え方
出典 1982年の「補習教育法」の議事録により、筆者作成。

立法委員中にはそれと異なる意見を持つ者も少なくなかった。たとえば、空中大学を大学として扱いたいのであれば、「補習教育法」に規定することは大学教育制度に違反するため、「大学法」に規定されるべきだと指摘された。また、そのように「大学法」の規定に基づいて空中大学が学位を授与することが、大学教育制度に相応しく合理的であるという意見もあった。一方で、空中大学は補習・研修教育体系に属しているのだから、大学として扱い学位授与を認めることに反対する意見もあった。これらの意見を持つ委員は、空中大学は専門知識だけを提供し、大学のように教養を培うことはできないため、他の大学と同等に扱うことはできないと考えた。この結果、「補習教育法」第5条に大学研修学校の根拠が制定されたが、教育部は、「補習教育法」の同規定に基づいて空中大学を設置することはせず、空中大学の学位授与を実現させるため、「大学法」の修正により、空中大学の設置根拠を定める方向に転換した。

以上のように、議論は主に空中大学が学校教育か補習教育かという位置づけの問題をめぐる展開されたのである。それをもたらした要因は、教育部が空中大学を導入する際、空中大学に対する認識に矛盾があったからと考えられる。つまり、教育部は空中大学が非正規的教育機関であると認識しながら、同時に大学として扱い、学位授与することが必要であると考えた。こうした空中大学における教育目的とそれに相応しい教育制度について意見の一致を得られなかったことが、以降「大学法」と「空中大学条例」を修正する際に、空中大学が「大学法」に規定されながらも、学位を授与することができなかった核心的な背景だと考えられる。

以上をふまえて、教育部は、すでに述べた大学レベルの研修教育制度を実現するために、1982年に「大学法」修正の提案において、空中大学の設置基礎を「大学法」の条文に入れることを修正の重点として提出した¹⁵。教育部は表1に示すように、当修正案において提示された「大学法」第6条に基づいて、教育部に指定された大学が空中教育機関を設置できるようにすることにより、空中大学設立の根拠を定めることを目指した¹⁶。しかし、教育委員会審査の段階において、空中教育機関は補習教育の一種であり、すでに「補習教育法」に規定されているため、

第6条に空中教育機関を書き込むべきではないという声があげられたことに加えて¹⁷、「大学法」の修正により、空中大学の設立根拠を取得することには慎重になるべきだと指摘された¹⁸。それによって、空中大学の設立根拠を「大学法」第7条に別列するようになった。このように、空中大学は「大学法」第7の規定に基づいて扱われるようになり、高等教育システムにその位置づけを定める方向に進んでいった。

表1 1982年の「大学法」修正案における空中大学の規定の変容

原条文	第6条 大学は夜間部を設置でき、その設置規則は教育部に制定される。
原提案	第6条 大学は夜間部と 空中教育機関 （原語、空中教育機構）を設置することができ、その設置規則は教育部が制定する。
教育委員会審査後の提案	第7条 教育部は空中大学を設置することができ、その組織と教育施設についての規則は教育部が制定する。
最終制定文	同上

出典 1982年「大学法」に関する議事録により、筆者作成。

4. 高等教育システムにおける空中大学の位置づけ

このような経緯にもかかわらず、前述した導入背景のもと、その後一連の法律制定の過程は、なお補習・研修教育体系の特徴に影響を受けており、空中大学が高等教育システムに組み込まれることへの懸念を引き起こし、とりわけ学位授与という課題をめぐって議論が展開された。

表2 1984年の「国立空中大学設置条例」における空中大学の規定の変容

原提案	第12条 全修生は規定された単位数を修了し、試験を合格した者が、 大学から卒業証書を授与され、かつ学位授与法の規定により、学位を授与される 。規定された単位数を修了しなかった者が、修了したかつ合格の成績を得た科目に、単位証明書を授与される。
教育委員会審査後の提案	第12条 全修生は規定された単位数を修了し、大学がおこなう資格試験を合格した者が、 資格証明書を授与される 。規定された単位数を修了しなかった者が、修了したかつ合格の成績を得た科目に、単位証明書を授与される。
最終制定文	第12条 全修生は規定された単位数を修了し、試験を合格した者が、 大学から卒業証書を授与される 。規定された単位数を修了しなかった者が、修了したかつ合格の成績を得た科目に、単位証明書を授与される。

出典 1985年の「国立空中大学設置条例」に関する議事録により、筆者作成。

すでに述べたように、空中大学は1982年「大学法」に法律上の根拠を得たものの、それに基づいて1985年に制定された「空中大学条例」では、大学と同等に学位授与することは認められず、卒業証書しか授与できないことになった。表2に示すように、「空中大学条例」の原提案では、通常の大学と同じように学位授与することが定められていた。しかし、教育委員会審査において、空中大学は「空中大学条例」第1条で、「大学法」第7条に基づき設置できるとされていたものの¹⁹、その性質は通常の大学とは異なったものとして規定されていた。すなわち、同

条例第2条によると、空中大学の目的はメディアを用いて成人の継続教育を提供し、国民の教育レベルと教養を向上させ、人的な資本の改善に資することとされており、そのことから空中大学はなお補習教育体系に属していると主張する議員もいた。また、管理体制からみると、通常の大学が高等教育司に管轄されるのに対し、空中大学は社会教育司の管轄とされていた。これらの理由から、教育委員会審査において、空中大学は学位授与すべきではないと考えられ、原案の学位授与という案が資格証明書の授与に修正された。この修正に対しても異なった意見を持っている者が多く、立法院審議段階に入る時に法案審議が進められない状況となり、最後に協議の結果として空中大学の単位修了者に卒業証書を授与する形になった。こうした学位授与に関する賛否の意見は、表3に示すように、大きく教育目的、制度、社会背景、教育の質という4つの側面にまとめられる。

表3 空中大学の学位授与に関する賛成と反対の理由

	賛成理由	反対理由
教育目的	①大学は五育（徳育、知育、体育、群育、美育）を養う場ではなく、知識を伝達する場である。また、「大学法」の第1条にも大学教育の主旨は五育を養うことであると言及されていない。 ②学術研究の役割は大学院段階が担うものである。学士課程段階は単に学術研究の基礎力を養成する段階である。したがって、先進国は学士課程段階を Under Graduate と称する。空中大学は学士学位の授与ができる。	①正規大学は五育を養っており、学生の全人格を養成する。これは単に知識を伝達する空中大学では代替できないところであり、空中大学が学位授与することはできない。 ②大学は、高度の学術を研究し、専門の人材を養成することを目的とする。それは、成人の継続教育を目的とする空中大学と異なっている。空中大学は国民の教育レベルを向上させ、人的資本の改善に資することを目的とする成人の継続教育であるため、明らかに正規の大学と異なっている。
制度	①「空中大学法」は「大学法」第7条に沿い制定されたため、学位授与することなく、修了証書や資格授与をするのは「大学法」に違反することである。「大学法」の規定によると、大学を卒業した者が学位を授与されると規定されている。 ②空中大学は社会教育司に管轄されているから、補習教育体系に属するという論理は因果関係を逆転させている。「大学法」に沿い設置された空中大学は学位授与すべきである。	①空中大学は成人を対象とする継続教育である。その基本法は「大学法」ではなく、「補習教育法」である。「補習教育法」には単位修了者に、資格証明書を与えることが規定されている。混乱が生じないようにするためには、「大学法」に従って学位を授与すべきではない。 ②空中大学は通常の大学と異なり、社会教育司に管轄されているものである。
社会背景	①台湾の社会は学歴を重視し、就職や出身にも学歴が必要である。より多くの人に高度な教育を受けさせることは悪いことではない。 ②学位を授与するほうが、学生を誘致することができる。	①在職者の継続教育のために設置された空中大学は、学位授与すべきではない。 ②学位を授与すれば、学歴主義を助長させる恐れがある。
教育の質	①空中大学の卒業基準は通常の大学より厳しく、学位授与することは問題にならない。 ②空中大学が学位を授与すれば、教育部が真剣に空中大学を管理するだけでなく、空中大学の学生を励ますことができる。 ③空中大学を軽蔑すべきではなく、空中大学を一流の大学に発展させるべきである。	①空中大学は単に遠隔型教育の方法で研修を目的として学ぶ場所であり、人格の養成はできないため、学位授与すれば、全体として高等教育の質が落ちる恐れがある。

出典 1982年の「大学法」と1985年の「国立空中大学設置条例」に関する議事録により、筆者作成。

表3の理由をまとめると、これらの賛否の意見におけるもっとも中心的な争点は、大学の教育目的に対する認識の相違であると考えられる。つまり、大学がどのような教育を提供し、ど

のような人材を養成すべきかについて、賛成側と反対側で意見が異なっているのである。賛成側は、大学は知識伝達の間であり、大学レベルの知識を伝達すれば、大学として認められると考えた。そして、空中大学がその基準を満たしているので、大学として認めることができ、学位授与しても構わないと考えた。それに対して反対側は、大学は単に知識を伝達する場ではなく、さらに全人教育²⁰もおこなうことが必要だと考えた。空中大学は単に知識を伝達する場であり、本来大学が果たすべき全人教育の機能はないので、学位を授与すべきではないと主張した。それに基づいて、制度上でも賛否で異なる認識を持っていた。賛成側は空中大学が「大学法」に従い、学士学位を授与すべきだと主張したのに対し、反対側は空中大学が社会教育司に管轄され、国民の教育レベルの向上、及び人的な質の改善を目的とするものであるとした。こうしたことから、空中大学が、高等教育司に管轄され高度な学問を研究し専門的な人材の養成を目的とする大学と同等に扱われ、大学レベルに相応しい教育を提供することが可能であるか、様々な側面から大学として適切に機能するかが問われてきた。

これらの理由に鑑みると、空中大学が学位授与できないという決議は、空中大学に対する認識が不足していることもあるが、主に大学における教育のあり方をめぐって展開された議論に従っておこなわれたと考えられる。こうした決議になった理由は、大きく2つの側面に分けて説明できる。まず、大学の教育目的は知識の伝達に加えて、全人教育と専門的な人材の養成であると認識されていた。この認識のもと、空中大学は、単により多くの人に高度な知識を提供する場であるとみなされ、全人教育の実施及び専門的な人材の養成という役割は欠けていると考えられた。また、これとも関連するが、空中大学の位置づけと高等教育機会へのアクセスのあり方が通常の大学と同等とはみなされなかったことがある。つまり、空中大学はより多くの国民に高等教育を提供することを目指しながらも、提供された教育が大学として相応しい教育であるかどうかについては、依然として疑問視されていた。そして、従来の大学のように学術的、専門的な人材を養成する教育を目指すのではなく、より多くの人に高等教育を提供することを目的とし、主に在職者や社会人など成人の進学のルートを保障するものだと考えられた。すなわち、空中大学は通常の大学を補完するものだとみなされたのである。これらの理由により、空中大学の課程、卒業基準及び試験の規定が通常の大学に相当するかまたはより厳しく規定されているにもかかわらず²¹、当時の空中大学には他の「大学法」に規定された大学と同じように「学位授与法」の規定に基づく学位授与権が与えられることはなく、協議の結果として卒業証書が授与されるようになっていた。

5. 1993年に学位授与の背景と動き

こうした学位授与ができない状況はその後変化し、1993年の「学位授与法」の修正により空中大学は学位授与することができることとなった。こうした転換の要因を考えると、主に、はじめに言及した1980年代後半からの民主化・自由化の影響があったと考えられる。台湾では、1987年に「戒厳令」が廃止されて以降、社会運動も活発になっており、社会側は政府が経済発展計画で高等教育の発展を主導することに疑問を持つとともに、人々の高等教育に対する需要の高まりから、政府に対してより弾力的・開放的な高等教育政策を展開すべきだと要求するようになった²²。政府はこのような社会の要請に対応するため、高等教育に対する制限を徐々に

緩和し、それによってより弾力的な高等教育体制が整備され、その後一連の緩和政策の実施が促進された。

こうした背景のもと、1993年に教育部は空中大学がすでに社会の信頼を得たとし、かつ全修生の卒業資格が通常の大学と同じであり、学士学位を授与させるべきであるとして「学位授与法」を修正する案を提出した²³。この修正によって、立法委員は、従来空中大学は多くの学生を擁していたにもかかわらず、その卒業基準が厳しいため、卒業生数が千人しか達していない状況が解消されると考えた²⁴。すなわち、空中大学での学位取得を可能にすることで、学生のプログラムを修了する意欲を増加させ、卒業生を増やせることができると想定したのである²⁵。それに加えて、先進諸国では空中大学と類似している遠隔型大学もすでに学位を授与していることも主張された。また、もし空中大学が学位を授与できれば、空中大学の質を向上させられるだけでなく、より多くの人が空中大学で職業訓練を受ける流れが促進されるとされ、それによって1993年に空中大学に在籍している学生の84%を占める在職者を励ます意味があると考えられた。立法院はこれらの理由をふまえつつ、当時の規制緩和の施策と高等教育の規模を状況もあわせて考え、学位授与の提案に賛成の意見を与え、1993年、「学位授与法」第5条において「国立空中大学の全修生のうち、国立空中大学設置条例に規定された単位を修了し、合格した者に学士学位を授与する。前項の学士学位の授与については、本法を修正する前に規定された単位を修了した者にも有効である。」と規定され、空中大学は学位を授与できるようになった。ただし、こうした修正の中で、学位の濫用がなされないように、暫時的に大学院教育を提供することはできないという付加条件がつけられた²⁶。なお、1995年に「空中大学条例」はこの「学位授与法」の規定に沿い、修正された²⁷。

このような学位授与の動きは、1988年から修正され始め、1994年に大幅改正された「大学法」における教育目的に関する修正内容と対照すれば、大学教育観の変容に影響されたものであることがより一層明らかとなる。1994年の「大学法」の修正は一連の規制緩和施策の中でもっとも核心に位置し、高等教育に大きな変容をもたらしたのである。なぜなら、同法によって、大学に学術の自由及び自治を与えることが法律で保障され、カリキュラム編成、入学選抜における募集対象の決定及び教員の雇用といった権限が大学に委譲されたからである。この修正の要項に基づいて、大学に自主性を与え、大学の役割と機能を向上させるために、大学の教育目的も修正された。1994年以前の「大学法」第1条では「大学は中華民國憲法の第158条の規定により、高度な学術を研究し、専門的な人材を養成することを主旨とする。」と規定されていた。それが1994年の修正により同条は「大学は学術の研究、人材の養成、文化の向上、社会サービス及び国家の発展を主旨とする。大学は学術の自由が保障され、法律に規定された範囲内で自治権を有している。」となった。修正前後を比較すると、その変容は大きく2点にまとめられる。1つは、社会サービス及び国家の発展について明記され、重視されるようになったことである。もう1つは、「高度な」及び「専門的な」という言葉が学術研究と人材養成の規定から外されたことである。これら2点から、1990年代から大学教育に対する考え方はより多様になっており、大学は社会に寄与すべきであるという認識が強まっていると同時に、より多様な人材を養成することを目的とすべきという概念が形成されていった傾向があるとみなすことができる。

このような大学教育目的の変容をふまえながら、1993年の「学位授与法」と1995年の「空

中大学条例」をめぐって議論された学位授与に関する意見を合わせて考えると、空中大学に学位授与権が与えられた理由は、以下に示すように3点に分けられる。まず、社会人や在職者のキャリア・アップである。職業訓練のニーズに応える弾力的な制度を有する空中大学は、社会に寄与することを重視する傾向に合致していたのである。また、規制緩和施策の実行も関連している。この施策のもと、「学位授与法」には、学位授与の制度をより弾力的にすることを目的として各大学に権限を委譲し、自らの特徴がある学位を示すように修正する方針が反映されたのである²⁸。さらに、前述した2点とも関連しているが、大学教育に対する制限をなくし、より広範に普及させようという考え方である。この時期の粗在学率は1980年代導入期に比べて、一定の増加傾向がみられ、1993年に37.9%に達し、1980年の16.2%より約2.5倍に増加した。こうした状況から、一連の規制緩和施策の方針に加えて、大学教育は専門的な、高度な人材を養成するものだという導入時のような考え方がなくなり、その代わりにより多くの人に教育を受けさせる、とりわけ学士課程段階が基礎的な人材を養成する場だとみなされるようになった²⁹。

このように空中大学に学位授与権が与えられた理由は、大学教育が社会に寄与することを重視する傾向に加えて、高等教育の拡大と規制緩和施策の影響を受けて、より多くの人々に高等教育を受けさせることに着目したからだと考えられる。こうした考え方は、空中大学がそれ以前の大学教育において周縁的及び補完的な位置づけしか与えられていなかったことに比べると、大きく異なっている。また、高等教育の規模拡張と規制緩和施策にともない、養成すべき人材は多様になっており、提供すべき教育の基準を緩やかにすることにより、導入時のような、量的な拡張に対する大学教育の質的な面への配慮は減少してきた。ただし、それにもかかわらず、在職者や社会人など成人がより容易に進学できるようにするため、在職者や社会人に対する扱い方が、後期中等教育からの通常の直接進学者に対する扱い方と区別されていることに留意する必要がある。

6. 考察

前節まで、1982年空中大学の導入及び1993年の学位授与の変革に注目し、「補習教育法」、「大学法」、「空中大学条例」及び「学位授与法」に関する議事録を用いて、空中大学における学位授与論争の要因及び空中大学に学位授与権が与えられた背景と理由を分析した。本節では、これまでの分析の結果にしたがって、空中大学における学位授与の経緯について検討することにより、台湾の大学教育観が制度上いかに展開され、どのような変化が起きてきたのかを検討する。それらは大きく3つの側面から論じることができる。

第1に、台湾における大学の方針は、学術研究及び専門的人材の養成から、人材の養成、社会の発展に寄与することへと比重が移行している。導入時において、大学教育は社会に寄与する役割をすでもっていたが、この時に着目されたのは専門的な人材を養成することであり、社会とのつながりにおいては一定の距離が保たれていることが確認される。そこでは、社会に寄与することは教育の結果であり、必ずしも教育の目的とされてはいなかった。その後、1980年代末から社会の変容と規制緩和の影響を受けて、大学は社会に寄与すべきであるという考え方が強まり、大学は徐々に大衆のための教育の場であり、社会の多様なニーズに対応しなけれ

ばならないと認識されるようになってきた。

そして第2に、前述したように社会に寄与すべきという方針の強化とも関連しているが、大学教育の目的は高度な人材を養成することから、より多くの人に教育を受けさせることに転換されたのである。より多くの人々に大学教育を提供するという考えは空中大学に学位授与権を与える前後にも存在していたが、その位置づけと役割は異なっている。導入時における概念では、大学教育の不足を補完する役割を持つとされ、大学と同等の教育内容を提供する手段とだけみなされていた。その後、すでに言及した高等教育の規模拡大にともなう、補完的な役割が必要ではなくなった一方で、社会のニーズに対応する役割が課されている。その位置づけも周縁からより中心に移行し、より多くの人に大学レベルの教育を提供することが中心的な目的とされた。こうした転換により、空中大学は通常の大学と同等の機関となつて、学位授与することができるようになり、さらに社会に向けて開放的な機能の発揮が求められ、大学教育の柔軟性の改善に資するような傾向にあり、大学教育の扱い方もより一層緩やかになっている。

そして第3に、高等教育へのアクセスは教育対象による区別が依然として維持されている。導入期において、こうした高等教育へのアクセスの区分が導入されたのは、主により多くの人に教育を提供するという教育目的で1980年代に周縁的な位置づけと補完的な機能をもっていた空中大学が、大学として相応しい教育を提供できるかという質的な面への懸念が原因である。こうした懸念を解消するために、通常の進学ルートと在職者や成人などの社会人進学ルートが区別されるようになった。その後、高等教育の拡大と多様化にともない、こうした懸念が減少してきたが、それにもかかわらず、社会人の進学を促進するため、制度上では、社会人を対象とする教育がなお通常の進学ルートと区別されている。ただしその教育の目的は、第2点として言及した大学教育の目的の転換をふまえると、区別されておらず、すべて大学レベルの教育内容を提供するのである。

以上、本論文は空中大学の学位授与論争の経緯に基づいて、大学教育に関する制度上の方針や目的、内容とアクセスの考え方を考察することにより、台湾における大学教育観の変容を明らかにした。これらをまとめると、台湾の大学教育に対する認識は先行研究で明らかにされていた通り、規制緩和及び社会のニーズの影響を受けて、多様化されてきたと考えられる。大学の教育内容・目的は、従来の専門的な人材の養成から多様な人材を養成することへと転換されており、その教育の基準が緩やかになる傾向がみられる。それと関連して、高等教育機会の提供においても社会の発展に寄与するため、社会人を対象とするルートを定着させ、大学教育への進学ルートが拡張することにより、より多くの人に教育を提供するようになってきた。本論文の考察をふまえると、結局、台湾において、大学教育として扱われる基準は、従来の専門的な人材を養成する制限的な考え方から変化し、より多くの人に教育を提供し、大学レベルの知識を伝達すれば、大学教育として認められるようになっていたと考えられる。

7. おわりに

本論文は主に「大学法」の改正、及びそれに関連する法律制定の議事録を手掛かりに、1980年代の空中大学が学位を授与できなかった要因、及び1993年の学位授与の動きを分析することにより、台湾における大学教育に対する認識がどのように変化したかを考察した。以上の分析

によって、空中大学は、導入された当時は大学教育において単に知識を伝達する手段とみなされ、補足的な位置づけにあったが、その後、1990年代から高等教育の規模拡大と規制緩和施策の施行にともない、社会に寄与する機能の重視、教育目的の転換及び制度の弾力化がもたらされ、空中大学はより多くの人に教育を提供する大学教育の目的に合致し、大学として扱われるようになったことが明らかとなった。このように台湾の大学教育観は、社会の変容を受けて、1990年代から大きく変容し、より緩和的・大綱的な考え方に転換されてきた。大学教育が従来の専門的人材を養成する機関から、より多くの人に高度な知識の伝達をする機関に変容していったのである。

本論文では主に法律制定の観点から、空中大学を事例として分析をおこなったが、大学教育の具体的な課程内容や実態を分析することができなかった。今後は本論文で明らかにした制度上からみた大学教育観の変容をふまえて、さらに実態の考察などによって実証的な手法で台湾における大学教育のあり方を解明したい。

【註】

- 1 Hanna, D. E. "Higher Education in an Era of Digital Competition Emerging Organizational Models" *Journal of Asynchronous Learning Networks*. Vol.2, No.1, 1998, pp.66-95.
- 2 教育部統計処『中華民國教育統計 民国 101 年版』2012 年、及び教育統計処のデータベースより算出した。
- 3 粗在学率とは、各教育段階の学生人数が各教育段階年齢の人口数に除して求められる。なお、ここで示した粗在学率は大学院教育段階及び大専進修学校の学生数を含んでいない。
- 4 Wang, R.J. "From elitism to mass higher education in Taiwan: The problems faced." *Higher Education*, Vol.46, No.3, 2003, pp.261-287; 吳文星・陳舜芬・伍振鸞「台湾における高等教育の発展」P.G.アルトバック・V.セルバートナム編『アジアの大学：従属から自立へ』玉川大学出版部、1993 年、348-371 頁；陳昭穎『從精英走向大衆：台湾高等教育拡充過程之政策分析』国立台北師範学院国民教育研究所碩士論文、2001 年；陳德華「台湾高等教育の回顧與前瞻」『国民教育』46 卷 2 号、2005 年、13-31 頁；陳德華「台湾高等教育過去 20 年数量的拡充與結構的転変」『高等教育』2 卷 2 号、2007 年、67-69 頁；潘昌祥『台湾の大学教育理念與功能發展變遷之研究』国立嘉義大学師範学院教育行政與政策發展研究所碩士論文、2008 年。
- 5 Mok, K.H. "Globalisation and higher education restructuring in Hong Kong, Taiwan and Mainland China." *Higher Education Research and Development*, Vol.22, No.2, 2003, pp.117-129; 王麗雲「台湾高等教育擴張中国角色之分析」『中正大学学报』10 卷 1 号、2003 年、1-37 頁。
- 6 Hayhoe, R. "An Asian multiuniversity? Comparative reflections on the transitions to mass higher education in East Asia." *Comparative Education Review*, Vol.39, No.3, 1995, pp.299-321.
- 7 選修生のうち、空中大学で 40 単位数を修得した場合は、全修生になることが可能である。
- 8 同法は 1999 年に社会の変容に対応するため、「補習・研修教育法」（原語、「補習及進修教育法」）に修正された。
- 9 「国立空中大学設置条例」は 1985 年に公布された後、地方政府による空中大学の設置を認めるため、1995 年に「空中大学設置条例」に修正された。
- 10 補習・研修教育体系は、主に国民補習教育、研修教育、及び短期補習教育からなる。国民補習教育は就学年齢を越え、かつ国民小学と国民中学（日本の小学校と中学校に相当）段階を合わせて 9 年の基礎教育に相当する教育を提供する。研修教育は国民補習教育の上級段階に位置づけられ、後期中等教育段階以上と同等の教育を提供する。そして、短期補習教育は日本の塾に相当し、学校、機関、団体または私人が設置することができ、主に技術補習クラスや文理補習クラスという 2 種類がある。その中で、国民補習教育と研修教育は主に同段階の

学校に付設した補習学校や研修学校でおこなわれる。

- 11 1999 年、「補習・研修教育法」が改正されことにより、高等教育段階の学生は、課程を修了した後、成績が合格に達した者には卒業証書または学位証書が授与され、同段階の学校の卒業資格を有するようになった。このことはこの論文の問題関心からすれば非常に重要なことであるが、この論文の主旨とずれるので検討することをせず、今後改めて別の論文で検討していきたい。
- 12 台湾において、普通課程の高級中学（日本の高等学校に相当）だけではなく、職業課程を提供する職業高級中学もある。ちなみに、普通課程と職業課程を両方とも提供する総合高級中学もある。
- 13 立法院「補習教育法部分条文修正草案」『立法院第 1 届第 68 会期第 19 次会議議案關係文書』1981 年、1-6 頁。
- 14 立法院『立法院公報』71 卷 52 期、1982 年、137-146 頁。
- 15 詳しくは、1982 年の「大学法」修正案を参照のこと。
- 16 立法院『立法院第 1 届第 69 会期第 24 次会議議案關係文書』1982 年、1-15 頁。
- 17 立法院『立法院公報』71 卷 84 期、1982 年、118-147 頁。
- 18 立法院『立法院公報』71 卷 54 期、1982 年、42-92 頁。
- 19 「空中大学条例」第 1 条は「教育部は、大学法第 7 条に基づいて、国立空中大学を設立するため、本条例を制定する。」と規定されている。
- 20 ここで本来の用語は五育であり、徳育、智育、体育、群育及び美育からなるものである。
- 21 空中大学は設立当初、「入学は緩やかに、試験は厳格に」（原語、入学從寛、考試從嚴）が方針とされた。したがって、18 歳を満した相当の学歴資格を有する者がすべて入学できる一方で、「国立空中大学設置条例」第 13 条において、「本大学の学生で学期の成績が不合格の者は、追試験を受けることはできない。学生の成績は厳しい基準で評価すべきであり、その規則は本大学に定められ、教育部に報告、審査される。」という規定からみると、空中大学は通常の大学より厳しい評価基準をもっていたと考えられる。
- 22 楊瑩「台湾高等教育政策改革与発展」『研習資訊』25 卷 6 期、2008 年、21-56 頁。
- 23 立法院『立法院公報』83 卷 17 期、1994 年、37-66 頁。
- 24 空中大学は設立してから 1993 年までに全修生と選修生を合わせて、150,676 人に達していた。その中で全修生は 117,626 人があり、約学生総数の 8 割弱に達していたが、1993 年までの卒業生数は千人に達していないことになっている。（楊武勳『日、台空中大学之比較』淡江大学日本研究所修士論文、1997 年、152-242 頁の資料に参照）
- 25 当時空中大学における学位授与に関する諮問記録は「多くの空中大学学生は激しく競争を経て、やっと空中大学に入学することができるようになった。その後、厳しい修業規則に従って、4 年間またはそれ以上の時間をかけて、単位を修得し、卒業することができるようになったが、学士学位を取得できなかった。それだけでなく、それらの卒業生はさらに大学院や教員養成プログラムに進学したい時に、学士学位を持っていないため、進学できなかったことになっていた。これらのことは、空中大学の学生に不公平なことである」と述べている。（立法院『立法院第 2 届第 1 会期第 42 次会議議案關係文書』1993 年、質 303-304 頁；質 401-402 頁に参照。）
- 26 立法院、前掲書、1993 年、546-583 頁。
- 27 「空中大学設置条例」第 13 条では、「全修生は、規定された単位を修了し、合格の成績を得た者に空中大学から卒業証書を授与し、また学位授与法に基づいて、学士学位を授与する。」と規定されている。
- 28 立法院、前掲書、1993 年、546-583 頁。
- 29 立法院『立法院公報』84 卷 5 期、1995 年、321-340 頁。

（比較教育政策学講座 博士後期課程 2 回生）

（受稿 2014 年 9 月 1 日、改稿 2014 年 11 月 20 日、受理 2014 年 12 月 26 日）

台湾における大学教育観の変容

—空中大学における学位授与の論争を手掛かりに—

廖 于晴

本論文は、主に「大学法」の改正、及びそれに関連する法律制定の議事録を手掛かりに、1980年代の空中大学が学位を授与できなかった要因、及び1993年の学位授与の動きを分析することにより、台湾の大学教育観の変容を明らかにした。台湾における大学の教育内容・目的は、従来の専門的な人材の養成から多様な人材を養成することへと転換されており、その教育の基準が緩やかになる傾向がみられる。それと関連して、高等教育機会の提供においても社会の発展に寄与するため、社会人を対象とするルートを定着させ、進学ルートを拡大させることにより、より多くの人に教育を提供するようになってきた。これらに本論文の考察をふまえると、台湾において、大学教育として扱われる基準は、従来の専門的な人材を養成する制限的な考え方から変化し、より多くの人に教育を提供し、大学レベルの知識を伝達すれば、大学教育として認められるようになっていたと考えられる。

Changes in Ideas on University Education in Taiwan in light of the Open University Degree Conferral Controversy

LIAO Yuching

This paper aims to clarify the changes in ideas on university education in Taiwan through analyzing the reasons why Open University couldn't confer degrees in the 1980s, and the subsequent movement toward the right to confer degrees in 1993, by analyzing the amendment of "University Act" and the enactment of relevant laws' proceedings. The content and purpose of university education have transformed from training professional talents into a variety of talents, which can be seen as a trend of deregulation of criteria of education. In addition to above, in order to contribute to social development, the access to university education has been broadened and the route to adults has been established. Thus university education can be provided to more people. In summary, the criteria of university education has changed from a restrictive view as training professional talents to a non-restrictive one as providing education to more people. Therefore, as long as the university-level knowledge can be conveyed, it can be recognized as university education.

キーワード： 高等教育、大学教育観、学位授与、空中大学、台湾

Keywords: Higher Education, Idea of University Education, Degree Conferral, Open University, Taiwan

